

電話相談センターにおける電話相談の全国相互対応に係る試行の延長・継続について

全国 12 か所に設置している国税局電話相談センターにおいて、これまでの自局の電話相談のみに対応する体制に変えて、全国ベースでの平準化を図り、全体としてより多くの電話相談に対応できるよう、令和 7 年 11 月 4 日（火）から全国の電話相談を相互に受電する体制（以下「相互対応」という。）の試行的運用を実施していますが、当初、令和 8 年 7 月 9 日（木）までとしていた実施期間を、令和 8 年 9 月 30 日（水）まで延長して実施いたします。

なお、令和 8 年 10 月 1 日（木）以降も、以下のとおり相互対応に係る試行を継続して実施いたします。

1 実施期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 9 月 30 日（木）まで

2 当局における相互対応の実施範囲

納税者が国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）に架電した場合又は署代表番号に架電し音声ガイダンスの「1」を選択した場合の当局電話相談センターへの入電分については、入電数の状況に応じて仙台局又は熊本局の電話相談センターに転送され、同様に当局電話相談センターにおいては、札幌局、東京局及び金沢局の電話相談センターへの入電分が転送されます。

なお、他局の電話相談センターに転送された場合でも、納税者が負担する通話料金に影響はありません。

《参考：令和 8 年 9 月 30 日（水）までの転送先局及び転送元局》

- ・ 当局入電分の転送先局
札幌局又は仙台局
- ・ 当局への転送元局
札幌局又は東京局